

野洲市成年後見制度利用支援事業 Q&A

問1 成年後見制度利用支援事業はどのような場合に対象になりますか？

助成の対象者は、市長が審判請求を行う者、又は、本人や親族等が審判請求を行う者のうち原則として助成申請時において市内に住民票を有する者であって、次のいずれかに該当する場合です。

- (1) 生活保護を受けている者
- (2) その他当該審判の請求に要する費用等を負担することが困難であると市長が認める者

ただし、市内に住民票を有する場合でも、問2(1)(2)の実施主体がA市である場合は、助成対象としません。(ただし、個別に事情を考慮する場合がありますので、ご相談ください。)

問2 本人や親族等が審判請求を行う者のうち、住所地特例等で住民票がA市にある場合の扱いについて教えてください。

住民票がA市にある場合、まずはA市で助成を受けられないかご確認ください。A市で助成が受けられない場合、次のいずれかに該当する場合は、住民票がA市にある場合でも対象とします。

- (1) 「介護保険法」の規定に基づく、野洲市に係る住所地特例対象被保険者の方
- (2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の居住地特例の規定に基づき、野洲市が介護給付費等の支給決定を行っている方

助成を申請する場合は、住所地特例適用であることが分かる書類を添付してください。

- (1) 介護保険被保険者証等
- (2) 障害福祉サービス受給者証等

問3 対象になるのは後見人の場合のみですか？

後見以外、保佐、補助の場合であっても「問1」または「問2」の要件を満たすものは対象になります。

問4 家庭裁判所の報酬付与の審判が出た後、いつまでに申請しなくてははいけませんか？ 審判後、すみやかに申請してください。(おおむね3カ月以内)

問5 申請する際に必要な書類は何ですか？

- ①申請書（野洲市HPにてダウンロードできます）
- ②報酬付与の審判書の写し
- ③報酬付与の審判書に「就職の日から」もしくは「任務終了まで」との記載がある場合は各々の日付がわかる資料（登記事項証明書の写し、死亡診断書の写し等）
- ④財産目録
- ⑤収支予定表
- ⑥入院・入所の場合、報酬付与の審判書に記載の期間内において、その期間がわかる資料（入院・入所施設の請求書等）

問6 「在宅の者」と「それ以外の者」の区分について教えてください。

在宅の者…生活の主体が居宅の者

それ以外の者…家族や親族等以外の医療・福祉従事者等により常に見守りが行われる場所で生活する者

【具体例】

- ・生活保護法：保護施設
- ・障害者総合支援法：障害者支援施設、共同生活援助が提供される施設
- ・老人福祉法：養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ・介護保険法：介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護が提供される施設
- ・医療法：医療提供施設（3カ月を超えて入院した場合に限る）

問7 入院をして3カ月を超えました。後見等報酬の助成について、計算方法を教えてください。

入院の日から3カ月を経過した日の翌日から施設等に入所したものとみなして算定します。施設入所者の場合は「問6」の通り「それ以外の者」の区分になり、報酬助成の上限額は月額18,000円です。

また、在宅かそれ以外の判断は月の初日の状態で判断します。

【具体例】①在宅から施設へ

報酬付与決定期間：令和元年9月15日～令和2年9月14日

令和元年9月15日～11月5日在宅 11月6日から施設（月の初日は在宅）

⇒令和元年10月から11月までは在宅として計算 2カ月

⇒令和元年12月から令和2年9月までは施設として計算 10カ月

上限額：28,000×2カ月+18,000円×10カ月=236,000円

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	在宅	在宅	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設
2カ月在宅			10カ月施設									

【具体例】②在宅から入院へ

報酬付与決定期間：令和元年9月15日～令和2年9月14日

令和元年9月15日～11月5日在宅 11月6日から入院

入院の日から3カ月を経過した日の翌日は2月7日

2月7日～施設等に入所したものとみなす（月の初日は在宅）

⇒令和元年10月から令和2年2月までは**在宅**として計算 5カ月

⇒令和2年3月から令和2年9月までは**施設**として計算 7カ月

上限額：28,000円×5カ月+18,000円×7カ月=266,000円

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	在宅	在宅	在宅	在宅	在宅	施設	施設	施設	施設	施設	施設	施設
5カ月在宅						7カ月施設						

問8 後見等報酬の助成について、計算方法を教えてください。

- ・本人財産…財産目録にて確認（後見人が家庭裁判所へ提出した時点での預貯金等の金額）
負債等があり、本人資産を活用しなければ返済が難しいと判断される場合は、預貯金等から相当額を差し引きます。
- ・最低生活費…審判請求書に添付されている収支報告書を計算に用います。
定期的な支出6カ月分を考慮しています。

①本人財産から今後必要となる生活費を確保した上で、後見報酬審判額に不足する額

②助成上限額

のうち、少ない方の金額を助成します。

【具体例】施設入所者の場合（月額18,000円を上限とする）

報酬付与の審判 264,000円（令和元年9月～令和2年8月の12カ月）

預貯金残額 500,000円（財産目録記載額）

生活費 390,000円（65,000円×6か月）

①本人財産から今後必要となる生活費を確保した上で、後見報酬審判額に過不足額					= ▲154,000円 過不足額
預貯金	－	生活費	－	報酬審判額	154,000円
500,000円		390,000円		264,000円	

②上限額						=216,000円
施設等	×	期間	+	在宅	×	期間
18,000円		12カ月		28,000円		0カ月
						216,000円

①154,000円<②216,000円

①のほうが少額であることから、**助成決定額は154,000円**となります。

問 9 被後見人等に不動産があります。預金に余裕がありませんが、現時点で不動産を処分することも難しいです。助成は受けられますか？

預貯金のほかに不動産等の資産がある場合は、処分可能か否かの状況を後見人等からヒアリングの上、審査会で判断します。

問 10 被後見人等が死亡した場合の計算方法を教えてください。

「問 8」と同様の計算方法です。被後見人が死亡した日の属する月までの月割りで計算します。

問 11 後見等開始の審判請求費用の助成について、計算方法を教えてください。

本人の預貯金（後見人が家庭裁判所へ提出した時点での預貯金等の金額）が 50 万円以下の場合、審判請求費用を助成します。なお、助成の対象となる経費は、戸籍謄本等申立資料代、郵便切手代、収入印紙代、診断書料、鑑定料です。